

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月22日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第2号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第9号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合手数料条例（平成12年北上地区消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は別表のとおりとする。</p> <p>(徴収の方法等)</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があつた際に、申請者から<u>現金でこれを</u>徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>(徴収の方法等)</p> <p>第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があつた際に、申請者から徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 管理者は、特別の事情があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年10月22日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

手数料の徴収について現金以外を可能にすること及び手数料の減免規定を追加することについて改正をしようとするものである。